

平成24年3月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 上村友恵

平成23年(ワ)第1387号 請求異議事件

口頭弁論終結日 平成24年2月27日

判 決

原	告				
同訴訟代理人弁護士		荒	井	哲	朗
同		浅	井	淳	子
同		太	田	賢	志
同		佐	藤	顕	子
同		五	反	章	裕
同訴訟復代理人弁護士		佐	藤	千	弥

東京都中央区日本橋大伝馬町3番9号池田ビル2F

被	告	株式会社未来ねっと			
同代表者代表取締役		平	井		
同訴訟代理人弁護士		松	江	仁	美
同訴訟復代理人弁護士		入	江	秀	子
同		松	江	頼	篤
同		氏	家	大	輔

主 文

- 1 被告から原告に対する東京法務局所属公証人濱野惺作成平成23年第48号株式取得申込契約公正証書に基づく強制執行は、これを許さない。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 本件につき、当裁判所が平成23年5月19日にした平成23年

(七)第131号強制執行停止決定は、これを認可する。

4 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項に同旨

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告との間の株式取得申込契約に基づく株式買付金支払請求権に係る強制執行認諾文言を含む公正証書につき、上記契約は公序良俗違反（民法90条）若しくは錯誤（同法95条）のため無効であり、又は詐欺（同法96条）、重要事実の不実告知（消費者契約法4条1項1号）のため取り消すと主張して、上記公正証書の執行力の排除を求める請求異議の事案である。

2 前提事実（末尾に証拠を掲げた事実以外は当事者間に争いがない。）

(1) 原告は、平成23年1月中旬ころ、被告に電話し、被告の普通株式（以下「本件株式」という。）の買付けを希望し、被告は、すぐに株式買付けのための関係書類を送付した。

(2) 原告は、被告から送付された「株式取得申込契約書」（甲6。以下、この契約書に記載された株式取得申込契約を「本件契約」という。）その他の書面に署名押印し、被告から指示された印鑑証明書その他の書面を添付して、被告に送付した。

(3) 本件契約には、次の要旨の約定がある。

ア 基本合意（第1条）

(ア) 原告は、被告に対し、被告の所有する被告の普通株式2000株の買付けを申し入れ、被告は受諾した（第1項）。

(イ) 原告は、被告の指定する振込口座に平成23年2月18日までに株式買付金を入金する（第2項）。

イ 株券発行（第2条）

被告は、原告から株式買付申込金の入金を確認したときは、直ちに株式買付金に相当する申込口数に応じて株券を発行する。なお、被告が株式買付金の持参を受ける場合には、同申込金と引き替えに株券を引き渡す。ただし、株式を公開する場合には、上場手続に従って、株券が電子化されるため、その後の手続は法律に基づく電子化処理の手続に従う。

ウ 効力発生時期（第4条）

原告の株式買付けは、被告が原告に株券を交付することによりその効力が発生するものとする。なお、上場に当たり株式を電子化する場合を除き、被告が株券を交付しないときは、原告は被告に対して株式買付申込みを取消、株式買付金の返還を受けることができる。

エ 公正証書の作成（第11条）。

(ア) 原告及び被告の双方は本契約について、強制執行認諾文言付き公正証書を作成することに同意する（第1項）。

(イ) 原告及び被告は互いに公正証書を作成するに当たり必要な資料を交付することとし、交付した（第2項）。

オ 株式買付けに関する説明（第13条）。

被告は、原告に対して、株式の買付けに関して元本保証がないこと、本契約内容について、事前に説明し、原告は投資家の自己責任の上で株式買付けを申し込み、本契約が有効に成立していることを確認する。

カ 契約解除（第14条）

(ア) 原告及び被告は互いに相手方が本契約の内容に違反したときは、本契約を解除することができる（第1項）。

(イ) 前項により本件契約を解除された原告又は被告は、契約不履行に対する違約金として株式買付申込金額の20パーセントを相手方に支払うものとする。ただし、後記cの場合を除く（第2項）。

(ウ) 申込書面又は契約書面を受け取った日から10日以内に原告が被告に対して契約解除の意思表示を書面にて発信した場合、無条件で契約解除ができるものとする（第3項）。

(エ) 株式買付金の振込み後に本契約が解除された場合は被告は原告に対して直ちに株式買付金を返還する（第4項）。

(4) 行政書士今井■■■■（以下「今井行政書士」という。）は、原告に書面の送付や電話で連絡をとって、自らが原告の代理人となって、公正証書を作成する旨、原告に説明し、原告は、これを了承した。

(5) 今井行政書士は、平成23年1月31日、原告の印鑑証明書と原告名義の委任状を示して、原告の代理人として、被告とともに公正証書の作成を囑託し、本件契約の約定を記載し、かつ、記載された金銭債務を履行しないときは、原告と被告は直ちに強制執行に服する旨の強制執行認諾文言の記載がある東京法務局所属公証人濱野惺作成平成23年第48号株式取得申込契約公正証書（以下「本件執行証書」という。）を作成した（甲1、8）。

(6) 原告は、被告に対し、株式買付金の振込み前に被告の株券を送付するよう求め、被告は、平成23年2月15日、これに応じて、原告に被告の500株券4枚（甲7の1ないし4）を送付した。

(7) その後、原告は、株式買付金を支払わず、被告は、平成23年3月31日午後8時前ころ、その従業員である「成澤■■■■」を名乗る者（以下「成澤」という。）を原告の自宅に出向かせ、株式買付金の支払を求め、原告に違約金400万円を平成23年4月末日までに支払う旨の誓約書（甲9。以下「本件誓約書」という。）の作成に応じさせた。同年4月2日午後7時半ころも、成澤を原告の自宅に出向かせて、原告と面談させようとした。いずれも際も、成澤の連絡によって、警察官が原告の自宅に臨場することがあった。

- (8) 原告は、原告訴訟代理人弁護士らに、本件契約及び本件執行証書に関する交渉を委任し、原告訴訟代理人弁護士らは、平成23年4月、被告に対し、本件契約及び本件執行証書の無効を主張し、株式買付金の支払を拒む旨の同月4日発送の通知書（内容証明郵便）を送付した。
- (9) 被告は、当庁に対し、本件執行証書に基づき、本件代金2000万円及び執行費用1万2790円の弁済に充てるため、原告の株式会社ゆうちょ銀行に対する貯金債権（以下「本件差押債権」という。）につき、債権差押を申し立て（平成23年(ワ)第5387号）、当庁は、平成23年4月28日、債権差押命令を発した（甲3。以下「本件差押事件」という。）。。
- (10) 原告は、平成23年5月17日、本件訴訟を提起するとともに、強制執行停止を申し立て（平成23年(ワ)第131号）、当裁判所は、平成23年5月19日、本件執行証書に基づく本件差押事件における本件差押債権に対する強制執行を、本件訴訟の本案判決において、民事執行法37条の規定による裁判をするまで、停止する旨を決定した（顕著な事実）。

3 争点

本件執行証書の無効及び取消原因

- (1) 公序良俗違反
- (2) 錯誤
- (3) 詐欺
- (4) 重要事実の不実告知

4 当事者の主張

(1) 原告の主張

ア 事実経過

- (ア) 原告は、平成21年ころから、未公開株・社債詐欺（未公開株や社債につき、上場や売却によって、確実に利益を得られる見込みがある

かのように装って、実質的には無価値の株式や社債を購入させる手口の詐欺をいう。) によって、売却困難な未公開株や社債を抱えこまれ、未だ詐欺の被害にあった自覚がないまま、その未公開株や社債を何とか売却できないか、考えていた。

(イ) 原告は、平成22年12月から、電話や書面の送付で「株式会社エスブイエス証券」を名乗る者（以下「SVS証券」という。）から「原告手持ちの未公開株や社債を買い取るが、その代わり、SVS証券の顧客に代わって、被告の株式2000株を代理で買い付けてほしい。株式の買付費用は、SVS証券から原告に予め支払う。」旨の勧誘を受けた。この際、SVS証券は、原告に対し、「被告にSVS証券からの依頼で株式を買い付けようとしていることを伝えると、買付けに応じてもらえないので、SVS証券からの依頼の事実には伝えないようにしてほしい。」旨、指示された。原告は、SVS証券の勧誘や指示を信用して、SVS証券と連絡を取り、被告の連絡先を教えてもらった。

(ウ) その後、原告は、被告と電話連絡をとって、株式の買付けを申し込んだが、被告は、被告から株式の買付けを希望する理由などの事情を全く質問することなく、本件契約の締結その他の関係書類の作成・提出のための作業に入った。

(エ) SVS証券は、当初、平成23年1月31日に株式の買付資金を送金すると約束していたが、顧客の都合を口実に、原告において、先に被告の株券を取得するよう依頼してきた。原告が、株式買付金の振込みは遅れるが、先に株券だけを送付してほしいと被告に依頼すると、被告は、何ら理由を問うことなく了承して、原告に株券を送付した。この株券交付の目的は、本件契約及び本件執行証書において、株券の交付が株式買付けの効力発生要件とされていること（前記第2の2前

提事実(3)ウ、(5)) から、原告に株券を取得させることで、本件執行証書に対する執行文の付与を可能にすることと思われる。

原告は、株券を取得したことをS V S証券に電話連絡したが、S V S証券は、株式の買付資金の送金が遅れる旨、返答し、前同年2月23日以降、S V S証券の電話が通じなくなった。原告は不安を感じて、S V S証券の実態を確かめたところ、S V S証券の住所地とされるビルに入居している事実はなく、電話会社の電話番号案内にS V S証券名義での電話登録もないことが判明し、原告は、自らがS V S証券に騙されたことに気付いた。

(オ) 被告は、平成23年3月31日、成澤を原告の自宅に出向かせ、株式買付金2000万円を要求した。原告が、ここで初めてS V S証券からの依頼で株式を買い付けようとした事情を説明すると、成澤は、「そのような人には株主になってほしくはない。」「契約解除をして、本件執行証書に記載してあるとおり、金400万円の違約金をすぐに支払ってほしい。」「すぐに支払えないのであれば、兄弟親戚あたりにでも頼んですぐ支払え。」「誰かから金を都合しろ。」などと言った上、原告から息子がいることを聴き出すと、原告に長男に電話させて、原告と電話を替わって、長男に違約金400万円の支払を求めた。長男がこれを拒絶し、原告に警察を呼ぶように助言すると、その会話を漏れ聞いた成澤は、「威圧感を感じたのはこちらだ。」と称して、自ら110番通報し、警察官を呼び寄せた。その後、東大和警察署に場所を移して、原告と成澤の話し合いは継続されたが、成澤は、原告が違約金を支払うと確約するまで原告を帰さないかのような勢いを示して、違約金400万円の支払を約束する旨の本件誓約書に署名押印するよう求めて、疲労困憊していた原告に応じさせた。

成澤は、平成23年4月2日午後7時30分ころ、原告自宅に訪れ、

玄関を開けようとしないう原告に対し、「（本件執行証書の作成費用の半額である）金5万1000円を支払え」と言ったり、チャイムを何度もならしたり、ドアを激しく叩いて、玄関前で騒ぎ、警察官を利用して、原告に玄関を開けさせようと、警察官を呼ぶ騒ぎを起こした。

イ 公序良俗違反

S V S証券は、原告に対し、虚偽を述べて、被告の株式を買付けるよう勧誘し、原告に、被告の株式を買い付ければ、S V S証券又はその顧客が、原告手持ちの未公開株や社債と併せて、これを買って取ってもらえると誤信させた。そして、被告の株式は、いわゆるグリーンシート銘柄（店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券のうち、証券会社が日本証券業協会に対して届出を行った上で、その証券会社が継続的に売り気配・買い気配を提示している銘柄をいう。）ではなく、正当な価格に関する情報を得られない未公開株式であるところ、被告は、被告との間に何ら被告の株式を買い付けようとする人的関係がなく、未公開株の売買に関する知識・経験を有しない原告に対し、その価値を大きく上回る価格で被告の株式を売りつけており、これによって、利得を得られるのは、S V S証券ではなく、被告である。被告は、S V S証券と共謀の上、詐欺的商法として、仮にそうでないとしても、原告の誤信を利用して、原告に株式を売りつけたというべきである。

このような行為は、刑法上の詐欺罪に該当するばかりでなく、未公開株・社債詐欺の被害者であった原告からさらに金銭をむしり取ろうとする非人道的な行為であって、本件契約及び本件執行証書は、公序良俗に違反して、無効である（民法90条）。

ウ 錯誤

原告は、S V S証券と被告の共謀による詐欺によって、被告の株式に金2000万円の価値があると誤信して、本件契約の締結及び本件執行

証書の作成に応じさせられたので、その意思表示には要素の錯誤があり、無効である（民法95条本文）。

エ 詐欺

原告は、SVS証券と被告の共謀による詐欺によって、本件契約の締結及び本件執行証書の作成に応じさせられたので、詐欺に基づく意思表示として、その意思表示を取り消す（民法96条）。

オ 重要事実の不実告知

本件契約の締結及び本件執行証書は、消費者たる原告と事業者たる被告との間の契約であるところ、原告は、被告の履行補助者又は媒介の受託を受けた第三者（消費者契約法5条1項）であるSVS証券から「買付資金は事前に提供するので代理で買い付けて欲しい。」旨、契約の対価や取引条件に係る重要事項につき、事実と異なることを告げられて、誤認に陥り、被告に株式の買付けを申し込んだから、その意思表示を取り消す（消費者契約法4条1項1号）。

(2) 被告の主張

ア 事実経過（前記(1)ア）に対し

- (ア) 原告が、未公開株・社債詐欺の被害に遭って、未公開株や社債を抱え込み、その売却を望んでいたは、知らない。
- (イ) SVS証券の存在、SVS証券の原告に対する勧誘や説明の事実は知らない。
- (ウ) 原告から電話連絡で株式買付けの申込みを受け、関係書類を送ったことは認め、その余は否認する。

被告は、市中に出回っている株式の購入者リストを使って、電話営業を行い、株式の買付けを募っていたが、まれに口コミで情報を入手して、被告からの営業を待たずに株式の買付けを申し込む者もあり、原告からの買付けの申込みもその一つであった。被告からの電話営業

を待たない申込みであり、買付希望額も非常に高額であったことから、被告は、必要以上に原告が被告の株式買付けを希望した経緯を相当に丁寧に聞いて確認し、念のため、会社概要等の資料も原告に送付した。

(エ) S V S 証券と原告との間の連絡やその内容、S V S 証券の実態は知らない。被告は、原告から株式買付金の振込みの前に株券を送付するよう依頼されて当惑したが、買付額が大きかったので、買付けが壊れることをおそれて、原告を信用せざるを得ないと考え、原告から重ねてしつこく株券送付の依頼もあったため、これを了承したにとどまる。

(オ) 成澤が、原告自宅に出向いたのは、原告から株式買付金の送金がなく、催促しても原告が送金に応じようとせず、原告に騙されたとの不安が講じていたためである。成澤が110番通報したのは、原告がいきなり息子と呼ぶと意気込み、恐怖を感じたためである。本件誓約書は、原告が、双方から事情を聞いた警察官から「被告にお金を払ってあげなさい」と説得されて、警察官の面前で作成に応じたものである。

成澤が、平成22年4月2日午後7時30分ころ、再び原告自宅に訪れたのは、原告が本件誓約書での同月1日までに違約金400万円を支払う旨の約束を無視したためである。その際、成澤からの相談で警察官を出動する騒ぎとなったが、成澤が、原告自宅内で原告が倒れているのではないかと心配したためである。

イ 公序良俗違反（前記(1)イ）の主張に対し

被告は、原告とS V S 証券との間のやりとりは承知しておらず、ただ、原告の不払に翻弄されているだけであって、未公開株・社債詐欺とは何ら関わり合いもない。共謀の根拠事実の主張立証もない。

ウ 錯誤（前記(1)ウ）の主張に対し

株式の買付けは、本来、出資であり、被告の株式を金2000万円で買い付けたことが錯誤に当たるとの主張は失当である。1株が金1万円

であるから、買付価格が不当に高額であるともいえない。

エ 詐欺（前記(1)エ）の主張に対し

被告は、未公開株・社債詐欺とは何ら関わり合いもなく、S V S証券との共謀の事実も存しない。

オ 重要事実の不実告知（前記(1)オ）の主張に対し

S V S証券と被告は何の関わり合いもないから、S V S証券に重要事実の不実告知があっても、被告に対する意思表示を取り消すことはできない。

第3 当裁判所の判断

1 証拠上、認められる事実

証拠（甲5の1ないし4，甲7の1ないし4，甲11，13，14，15，甲16の1，2，甲17ないし19，甲20の1，2，甲21，22，甲23の1，2，甲27ないし29，甲30の1，2，甲31，32，乙2，10，11）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) S V S証券は、自らにつき、「ベンチャー・キャピタル、未上場企業のM&A仲介・上場見込企業の株式買付けを手がけている会社である」などと宣伝しているものであるが、金融庁に登録した正規の金融商品取引業者ではなく、宣伝内容は実態を全く欠くものであった。

(2) 原告は、70歳以上の高齢者であり、被告又はその関係者とは何の縁故も面識なかった。ところが、原告は、平成22年12月ころから平成23年1月ころにかけて、S V S証券から、パンフレットの送付や電話で、あたかも正常な商取引であるかのように「被告会社が平成23年にロンドン証券取引所に上場し、株式を公開することが確定しており、12パーセント前後の配当利回りが予想され、S V S証券は被告の未公開株式を同業他社よりも高額で買い取っている。」「原告手持ちの未公開株や社債を買い取るので、その代わり、S V S証券の顧客に代わって、被告の株式200

0株を代理で買い付けてほしい。被告の株式の買付費用は、SVS証券から原告に予め支払う。」などとの勧誘を受けて、以前、未公開株・社債詐欺の被害に遭って、抱え込んでいた未公開株や社債を換金できると信じて、被告に株式の買付けを申し込み、本件契約の締結及び本件執行証書の作成に至った。

- (3) SVS証券は、その後、原告に対し、顧客の都合を口実に、「SVS証券が、原告に買付費用を支払う前に、原告において、被告の株券を取得してほしい。」旨、依頼し、原告は、被告に「買付金の振込みが遅れるが、振込み前に株券の交付してほしい。」旨を依頼し、被告は、特段、その理由を問いただすことなく、これに応じて、株券を送付した。また、被告は、そのころ、遅くとも平成23年2月9日から、原告との電話での会話を録音していた。

原告は、株券を取得したことをSVS証券に電話連絡したが、株式の買付資金の送金が遅れる旨の返答があり、その後、SVS証券との連絡が取れなくなった。結局、原告は被告の株券をSVS証券に交付することなく、所持し続けている。

- (4) 被告は、株式の譲渡には取締役会の承認を得なければならない譲渡制限のある株式会社であり、その発行済み株式の総数は、従前400株であったところ、平成22年10月15日、10万株に、同年11月1日、2万株に、平成23年4月4日、2万1830株に、同年4月22日、2万2500株にそれぞれ変更した。
- (5) 被告は、現在、事業は安定せず、収益も十分に上がっておらず、上場の具体的な見込みはない。その株式は、グリーンシート銘柄ではなく、換金は極めて困難である。
- (6) 被告は、被告又はその関係者と何の縁故も面識もない者であっても、その者との面談の機会を設けることなく、電話や書面での連絡のみで、買付

けの申込みに応じている。

- (7) 被告は、平成23年1月24日、訴外^A (以下「訴外^A」という。)との間で1500株、株式買付金1500万円につき、同年2月24日、訴外^B (以下「訴外^B」という。)との間で2400株、株式買付金2400万円につき、訴外^A及び訴外^Bは今井行政書士が代理人となって、本件契約及び本件執行証書と類似し、株券の交付をもって、株式買付けや株式譲渡の効力発生要件とし、強制執行認諾文言の記載もある株式買付けに係る公正証書(甲14, 17)を作成した。

また、被告又は被告代表者平井[■](以下「平井」という。)は、平成23年5月から7月にかけて、訴外^C (以下「訴外^C」という。)との間で合計3000株、株式買付金合計1200万円について、株式譲渡契約を締結し、平井は、訴外^Cとの間で同株式買付金1200万円のうち、未払の金150万円につき、執行認諾文言付きの公正証書(甲24)を作成した。

訴外^A、訴外^B及び訴外^Cは、いずれも現在、被告又は平井との間の株式取得又は株式譲渡に関する契約及び公正証書につき、無効を主張している。

- (8) 被告は、訴外^Aとの間の株式取得申込契約に関し、訴外^Aに関する株式譲渡についての取締役会の承認に関し、監査役1名の出席を得て、平成23年1月7日午前9時0分開会、午前10時0分閉会の取締役会を開催したような議事録(甲16の2)を作成する一方、書式が異なり、かつ、監査役の出席につき記載がなく、閉会時刻を午前11時0分とする議事録(甲16の1)も作成している。

- (9) 訴外^A、訴外^B及び訴外^C(一括して、以下「訴外^Aら」という。)は、いずれも70歳以上の高齢者であり、被告又はその関係者とは何の縁故も面識なかった。ところが、訴外^AはSVS証券から、訴外^B

■及び訴外^Cは「R B C証券」を名乗る実態不明の者（以下「R B C証券」という。）から、いずれも「被告の株式の購入希望者がいるので、被告の株式の買付名義人になってほしい。買付代金は、購入希望者が準備するので、訴外山田らが金銭を負担する必要はない。買付名義人になってもらえるのであれば、訴外山田らが換金できないまま抱え込んでいた未公開株や社債を高く買い取る。」などと勧誘し、訴外^Aらは、これを信じて、被告の株式を買い付けようとした。しかし、S V S証券は、訴外^Aが被告から株券の交付も受けていないうちに、訴外^Aとの連絡を絶ち、R B C証券も、東日本大震災の発生を口実に、訴外^B及び訴外^Cに被告に株式買付けのキャンセルを連絡するよう指示すると、訴外^B及び訴外^Cとの連絡を絶った。

(10) 被告は、訴外^Bに対し、株券2400株を交付済みであったところ、訴外^Bが株式買付金2400万円の支払に応じないので、強制執行認諾文言付き公正証書に基づき違約金432万円の強制執行のため、不動産強制競売を申し立てたが（千葉地方裁判所松戸支部平成23年(ㄨ)第12号）、訴外^Bは、請求異議の訴え（同支部平成23年(ㄗ)第738号）を提起するとともに執行停止を申し立てて（同支部平成23年(ㄢ)第92号）、上記強制競売は停止中である。

(11) 訴外^Cは、平成23年10月、前記(7)の平井との間の株式譲渡契約及び執行認諾文言付きの公正証書につき、被告も関与したR B C証券の詐欺によって、締結させられたもので、無効であると主張して、上記公正証書の執行力の排除を求めるとともに、被告及び平井に対し、損害賠償を求める訴訟（東京地方裁判所平成23年(ㄗ)第32819号）を提起した。

(12) 被告の株式に関しては、相当数の者から、国民生活センターや各地の消費生活センターに対し、消費者被害の相談が寄せられており、相談事案の多くは、その者が抱え込んでいる未公開株を買い取る、株式買付金を負担

する必要はないなどといった証券会社を名乗る者からの勧誘がきっかけとなり、被告との間で執行認諾文言付きの公正証書が作成され、株式買付金や違約金の支払を求める被告との間で紛争になっているという点で、原告及び訴外^Aらと事案が類似している。

2 S V S 証券の虚偽告知

(1) 前記第2の2前提事実(1)ないし(3)、(5)、(6)及び前記1(1)ないし(5)で認定した事実を総合すれば、S V S 証券は、原告に対して、被告の株式は、上場が確定した高利回りの配当が予想される銘柄であるかのように宣伝活動を行っており、原告は、S V S 証券からの説明で、被告に株式の買い付けを申し込めば、被告の株式、さらには、以前、未公開株・社債詐欺の被害に遭って、抱え込んでいた未公開株や社債も換金できると誤信して、被告に株式の買い付けを申し込み、本件契約の締結及び本件執行証書の作成に至ったが、実際には、被告の株式に上場や換金の見込みはなく、S V S 証券自身、証券会社かのように称しているが、そのような実態はなかったことが認められ、S V S 証券の原告に対する説明は、全て殊更に虚偽を告げた詐欺であったと認めることができる。

(2) なお、原告作成のノート（甲11）には、原告が、株式取得申込契約書を作成して、本件契約締結の締結に先立つ平成23年1月21日の記載箇所に「アルバの山内より未来ねっとはさぎグループとのこと」「5000万の振込なし、1000万の要求、おどしがあった。→長野県警へ相談、支払う必要なしとのこと」「先方へキャンセルの申し出しない方がいいとのこと」「違約金をすぐ申し出される」などと、原告が、被告が詐欺の関与者であるとの情報を接していたような記載がある。しかしながら、当時の原告において、上記情報を確度の高いものと受け取り、S V S 証券の詐欺に気付いたとは認めるには足らない〔なお、いったんある考えを抱くと、それが正しいことを示す情報のみを重視し、相反する情報（例えば他人の

忠告)を軽視しがちになることは、「確証バイアス」としてよく知られた心理傾向である。】。かえって、同ノートには、その直後に「S V Sの東にT e l」「クライアントが支払なければ会社で保証するとのこと」「横山、契約書を休あけ、先方に依頼して作成する」「振込日2/14、責任をもって対応する」との記載があり、この記載からは、原告は、上記情報に接した後も、なお、S V S証券から虚偽の説明を受け続け、S V S証券の説明が虚偽を告げる詐欺であることに気付くには至らなかったことが認められるから、前記(1)の認定は何ら左右されない。

3 被告の関与

(1) 前記第2の2前提事実(1)ないし(9)及び前記1(1)ないし(12)で認定した事実を総合すれば、次の事実を推認することができる。

ア 被告又は平井は、被告に上場の見込みはなく、株式の譲渡には取締役会の承認を要する制限があり、換金が困難であるにもかかわらず、被告又はその関係者と何の縁故も面識もなく、被告から株式買付けの働きかけを受けた者でなくても、その者との面談の機会を設けることなく、電話や書面での連絡のみで、買付金額が金1000万円以上に及ぶ多額の株式の買付けにも応じる積極的な姿勢を示していること。

イ 実際、平成23年1月ころから7月ころにかけて、当時、被告の発行済み株式数が最大でも2万2500株にとどまっていたにもかかわらず、原告との間で2000株、訴外^Aとの間で1500株、訴外^Bとの間で2400株、訴外^Cとの間で合計3000株につき、それぞれ株式の取得や譲渡に関する契約を締結し、原告、訴外^A、訴外^B及び訴外^Cが保有することになる株式合計は8900株と発行済み株式の約4割、個別に見ても発行済み株式の1割前後と、被告が、株主總會その他の運営において、株主の権利行使に誠実に対応する限り、被告の経営上、無視できない影響力や権限を伴いうる株式数を、被告やその関係

者と何の縁故も面識もない70歳以上の高齢者に、面談その他、被告の株式を取得しようとする理由や経緯、買付金の調達方法等を十分に質問せず、株式買付けの動機は何か、はたして被告の株主になるに相応しい者か、買付金を困難なく支払える者か、何ら確かめる措置も取らないまま、取得させようとしていること。

ウ 被告は、原告、訴外^A、訴外^B及び訴外^Cとの契約締結の際、強制執行認諾文言付きの公正証書を作成し、実際、原告及び訴外^Bに対し、同公正証書に基づく強制執行を試み、原告に対しては、夜間、その自宅に成澤を出向かせ、平成23年3月31日、本件誓約書の作成に応じさせ、同年4月2日には、原告の意思に反して、警察官を呼ぶ騒ぎを起こして、面会に応じさせようとするなどして、株式買付金の履行を強く迫っていること（被告は、「成澤が、平成23年3月31日に警察官を呼んだのは、原告がいきなり息子と呼ぶと意気込んだため、恐怖を感じたためであり、警察官が、双方から事情を聞いた上、『被告にお金を払って上げなさい』と原告を説得し、原告が、警察官の面前で本件誓約書の作成に応じた」旨とも主張するが、原告が息子と呼ぼうとすることが、成澤に警察官の出動を求めるほどの恐怖や不安を感じさせるものであったことはいかがわれず、警察官が双方から事情を聴いていたとしても、短時間のものにとどまり、事情の把握が十分でなかったと推認され、警察官が原告を説得したとしても、本件誓約書の作成が、原告の真意に適い、被告の正当性を担保するものとはいえない。また、被告は、同年4月2日に警察官を呼んだのは、原告が自宅内で倒れているのではないかと心配したためであると主張するが、そのような不安を感じさせるような具体的な事情の主張立証はなく、むしろ、成澤は、警察官が事情を知らないため、成澤の言葉を信じて、原告の安否を確かめようとすることを利用して、原告に面会に応じさせようとし、又は原告に対する

立腹から警察官が出動する騒ぎを起こし、原告に圧迫を加えようとしていたことがうかがわれる。）。

エ 被告は、原告や訴外^Bに^Bに対し、株式買付金の金額が多額に上り、ことに原告に関しては、本件契約や本件執行証書で原告からの株式買付金の入金の確認後、株券を発行することが明記されているにもかかわらず、株式買付金と引き替えにすることなく、株券を交付し、株式買付けや株式譲渡の効力発生要件を充足させていること（なお、被告は、株式買付金の入金前に株券を原告に交付したのは、原告の買付額が大きかったので、買付けが壊れることをおそれて、原告を信用せざるを得ないと考え、原告から重ねてしつこく株券送付の依頼もあったためであると主張する。しかしながら、買付金額が大きければ、大きいほど、その分、株券の交付に慎重を期することが自然であるし、被告が、原告から株券を早急に必要とする合理的な事情の説明を受けていた様子はいかがわれないから原告に不信感を抱きこそすれ、原告に十分な信頼を置くことが自然といえるような事情も何らうかがわれず、かえって、被告は遅くとも平成23年2月9日から原告との電話での会話を録音し始め、そもそも原告に信頼を置いていなかったことがうかがわれるから、被告の上記主張を採用することはできない。）。

オ 原告は、70歳を超える高齢者であって、株式取引や会社経営参加に適合するような知識・経験を有しておらず、被告も、原告が、その知識・経験、資力、買付金の調達方法等に照らして、被告の株主として、被告の事業に投資し、かつその経営に参加することに適合する者であるか、確かめようとはしていないこと、

カ 原告との間の本件契約に類似する訴外^Aとの間の株式取得申込契約^Aに関し、被告は、株式譲渡を承認する取締役会決議に関し、内容の異なる二通りの取締役会議事録を作成しており、その会社運営上の手続履践

に場当たりの面もうかがえること。

キ S V S 証券は、原告以外にも、訴外^Aのほか、相当数の者に対して、被告の株式は、上場が確定した高利回りの配当が予想される銘柄であるかのように宣伝活動を行っており、R B C 証券も、訴外加本及び訴外湯澤に対し、同様の宣伝活動を行っていること。

ク 被告は、原告及び訴外^Aら以外の相当数の者との間でも、事案が類似する紛争を抱えていること。

(2) ところで、第三者の詐欺による意思表示の取消においては、意思表示の相手方に、悪意又はこれと同視すべき重大な過失があるとき、例えば、表意者が詐欺による錯誤に陥っている可能性を認識し、表意者が錯誤によって、意思表示することを容認、歓迎して、第三者の詐欺を容易にさせる行為をしたときは、第三者の詐欺の事実を確実に認識していなくても、表意者は、相手方に対して、第三者の詐欺（民法 96 条 2 項）を理由として、当該意思表示を取り消すことができると解するのが相当である（東京高判平成 13 年 10 月 18 日判例時報 1765 号 121 頁参照）。

(3) 前記(1)アないしクの事実を総合すれば、被告の株式は換金が困難であり、被告又はその関係者と何の縁故も面識もない者であり、被告から株式買付けを働きかけられたわけでもないのに、原告、訴外^A、訴外^B及び訴外^Cなど、相当数の者から多額にわたる株式取得の申込みがあると、そのような申込み自体、不自然であるのに、面談その他で、株式取得の動機は何か、被告の経営上、株主に相応しい者か、買付金を困難なく支払える者か、確かめる措置を何ら取らず、むしろ、積極的に無警戒な態度を取るかのように、電話や書面での連絡のみで多数かつ多額にわたる株式の買付けに応じる姿勢を示し、買付金や違約金の強制執行が可能となる強制執行認諾文言付きの公正証書を作成した上、株券をたやすく交付して、株式買付けや株式譲渡の効力発生要件を充足させると、上記公正証書を利用して、

株式の取得しようとした者から株式買付金や違約金を得ようとしており、その会社運営上の手続履践にも場当たりの面がうかがわれるのであるから、被告の態度は、誠実に出資を募ろうとする者の態度として著しく杜撰である一方、自己の利益を確保する方策（本件執行証書の作成や原告との電話内容の録音）はしっかり講じてるという不自然なもので、株主総会その他の運営において、株主の権利行使に誠実に対応する意思も薄弱であったと推認することができる。

以上によれば、被告は、原告が株式の換金性その他、投資としての重要事項に関し、S V S証券、R B C証券その他の者の詐欺によって、錯誤に陥っている可能性を認識しつつも、強引にでも原告に株式買付金を支払わせて、自己の自由となる資金を確保するため、原告が、錯誤によって意思表示することを容認、歓迎し、何ら原告の錯誤を是正することなく、かえって本件契約の締結や株券の交付で原告の誤信を強め、後日、原告が錯誤に気付いて、株式買取金を任意に支払おうとしなくなることを見越して、本件執行証書の作成等の措置も講じており、S V S証券による詐欺を容易にさせる行為をしており、被告には悪意があったと認めるのが相当であり、原告は、被告に対して、S V S証券の詐欺を理由として、本件契約の締結及び本件執行証書作成における意思表示を取り消すことができるというべきである。

- (4) さらに、S V S証券は、原告に対する詐欺で直接には何ら利得を得ておらず、S V S証券の詐欺で直接利得を得たのは被告にほかならないことは明らかであるから、S V S証券の詐欺の動機としては、被告との間の共謀関係が強く疑われ、ここまでの認定判断も、その疑いを強めるものということができる。

もっとも、前記(2)のとおり、第三者の詐欺による意思表示の取消しは、意思表示の相手方と第三者との間の共謀関係まで要件とするものではない

から、共謀関係の有無を認定するまでもない。

被告は、S V S証券が被告の株券を詐取しようとしたとも考えられると主張する。しかしながら、前記1(3)ないし(7)での認定事実に照らせば、被告の株式は換金が困難で、株券を詐取しても確実な利益を見込めないから、それ自体を詐取の目的とするような経済的価値があるとはいえない。被告は、被告の株券を詐欺の小道具とする目的であったとも考えられるとも主張するが、前記1(3)、(9)で認定したとおり、S V S証券は、原告に株券を取得させた後は、原告から株券の交付を受けようとする姿勢を示さないまま、原告との連絡を絶っており、訴外^A [redacted]に対しても、被告の株式の購入名義人となることを応じさせると、株券の交付を受ける前に連絡を絶っているから、S V S証券の目的が、被告の株券を詐取することにあったとは考え難い。

- (5) なお、弁論の全趣旨によれば、S V S証券は、原告に対し、「被告にS V S証券からの依頼で株式を買い付けようとしていることを伝えと、買付けに応じてもらえないので、S V S証券からの依頼の事実を伝えないようにしてほしい。」旨を指示し、原告もこの指示に従って、買付けの申込みの際、S V S証券からの依頼の事実を告げなかったことは認められる。

しかしながら、S V S証券と被告が無関係であることを装うため、そのような指示がされた疑いが濃い上、前記(1)ないし(4)のとおり、原告が、S V S証券からの依頼の事実を告げていなくても、被告の悪意を認定することができる。

- (6) 証拠（甲21、乙1、3ないし8）及び弁論の全趣旨によれば、被告が、商号変更前の「有限会社T-C o m p a n y」の時も含め、それなりに事業活動を営んでいることがうかがえないではないが、そのことのみでは、前記(1)ないし(5)の判断を覆すものとはいえないし、本件契約が、原告の知識、経験、財産の状況、契約締結の経緯等に照らして、原告の保護に欠け

るものでなく、被告による不当な利得行為に該当しないことをうかがわせるものともいえない。

前記第2の前提事実(3)才、(5)のとおり、本件契約や本件執行証書には、あたかも原告が十分な事前説明を受けた上、自己責任で被告の株式を買い付けたかのような記載もあるが、本件契約及び本件執行証書自体が、S V S証券の詐欺とこれを容易にさせる被告の行為によって得られたものであるから、前記(1)ないし(5)の認定判断を覆すものではない。

(7) 被告は、原告、訴外^A、訴外^B及び訴外^Cによる株式の取得に関し、不備があっても、被告は、若者が集まって経営を開始して間もない会社で、法律専門家と相談することなく、自己判断のもと、株式を発行していたから、やむを得ないとも主張するが、前記(1)ないし(6)の認定判断によれば、被告は、強制執行認諾付き公正証書を作成するなど、むしろ、相応の法的知識を有していることがうかがえるし、被告の態度は、誠実に出資を募ろうとする者として著しく杜撰であることは、専門知識の欠如のみでたやすく説明できるものとはいえない。

(8) 以上によれば、被告は悪意の相手方であるから、第三者の詐欺による意思表示の取消しによって、本件契約は無効となり、本件執行証書は、実体法上、存在しない請求権について作成された債務名義というほかない。また、本件執行証書作成のための今井行政書士に対する代理権授与も今井行政書士の認識内容にかかわらず、代理権授与行為の取消しのため無効になったというべきである。

したがって、その余の点を判断するまでもなく、本件執行証書の執行力は排除されるべきであり、原告の本訴請求には理由がある。

4 結論

よって、原告の本訴請求を認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を、強制執行停止決定の認可とその仮執行の宣言につき民事執行法37条

1 項をそれぞれ適用して，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所立川支部民事第 1 部

裁判官 若 松 光 晴

これは正本である。

平成24年3月22日

東京地方裁判所立川支部民事第1部

裁判所書記官 上村友恵

